

OECDデジタル税制を巡る政治力学

東京財団政策研究所 研究主幹
中央大学 法科大学院 特任教授 **森信 茂樹**

米国トランプ大統領は昨年暮れ、仏が導入しているデジタルサービス税に対して対抗措置としての制裁関税を課すと廃止を迫った。OECDで議論している「新たな税」の議論が山場に差しかかっているだけに、フランスの独自課税は許されないという立場なのだろう。

GAFに代表される米国IT企業は、膨大な利益を、アイルランドなどの軽税率国やタックスヘイブンに留保している。無形資産を活用し、巧妙なタックスプランニングを行って、実際に利益を上げている市場国（消費国）では十分な税負担をしていない。これでは、きちんと税の負担をしている企業や伝統的ビジネスとの競争条件に問題が生じる。加えて、欧州諸国やわが国だけでなく新興国・後進国を含む市場国の税収不足につながっている。

OECDの間では、130か国・地域が参加する「経済のデジタル化に伴う新たな税制」の議論が、昨年末に2つのコンサルテーションペーパー（事務局提案）が公表され、1月の基本合意に向けて山場を迎えている。詰めるべき課題が山積しているが、ここまでまとまってきたことの背景を、先日会食したOECD租税委員会事務局長のパスカル・サンタマン氏の話も参考に考えてみた。

事務局提案の肝は、「既存のルールから独立した新課税権を設ける」点にある。全世界で一定額以上の売り上げなどがあるデジタルサービスを含む消費者向けビジネスを手掛ける多国籍企業を対象として、超過利益と認定された部分の一部を、売り上げに応じて市場国に配分するという内容である。これにより、物理的拠点（PE）がない場合でも、市場国に一定の売り上げがあればネクサス（課税根拠）を認定し、市場国が課税権を持つことになる。

具体的には、営業利益率10%以上、海外子会社も含む連結売上高900億円（7億5,000万ユーロ）以上の「消費者向けビジネス」を行う多国籍企業を対象にする案が有力だ。

最大の焦点は、米国の対応で、当初トランプ政権はこの問題に冷淡であった。ところが欧州諸国、とりわけフランスと英国が独自にGAFに狙い撃ちの税制（冒頭のデジタルサービス税）を導入した（英国は2020年4月からの予定）ことから、態度を変更することになった。欧州諸国の独自課税の導入は、米国デジタル企業にとっては大打撃となるという危機感からだ。加えて税制当局としても、独自課税の導入が、長年税制当局が構築してきた

国際協力を台無しにして国際貿易を混乱させるという認識があった。早くOECD提案を合意して、独自課税を取り下げさせることが必要だということになったわけだ。

その結果今回の事務局提案は、GAFAB狙い撃ちではなく、市場国で生じている「マーケティング上の無形資産」を重視して再分配する米国案よりの内容となった。

ここまで急速にまとまってきた理由はもう一つ、このプロジェクトが、ウイン・ウインのプロジェクトだということだ。軽税率国やタックスヘイブンに移転されたIT企業の「課税ベース」を、市場国である先進国や新興国・途上国に再配分し課税するので、軽課税国以外は（わが国も含めた）先進国も途上国も

税収増になる可能性が高い。

わが国も議長国として国益を反映させてきた。再分配される対象企業は「消費者向けビジネス」となり、製造業全体への波及を抑えた案となった。もっとも自動運転などについては、対象となる可能性も残り今後注意が必要だが。

全体として見れば、無形資産を低税率国に移転させるタックスプランニングを行っている多国籍企業は負担増となるが、アグレッシブな租税回避を行っていない企業の負担はほとんど変わらない。そうであれば、企業のタックスコンプライアンスコスト増加の問題を除き、わが国が反対すべき理由はない。